

市民との協働によるまちづくりを目指して

市民活動基本指針への提言

平成14年1月16日

浜松市市民活動懇話会

はじめに

これまで、社会におけるサービスの提供は、行政と企業でそのほとんどを担ってきました。そのため、公共的な領域はすべて行政が対応するもの、といった意識が市民にも行政にもあり、時代の変化と共に多様化する市民ニーズに対して、行政サービスが肥大化していく傾向にありました。

しかし、近年の少子・高齢化の進行や環境問題など様々な課題に対して、すべてを税金による行政サービスで賄うべきか、また、常に公平性、中立性を求められる行政が、個別化・複雑化するすべてのニーズに対応できるのかが問われるようになってきました。

一方、こうした社会状況の変化の中で、多くの市民が、自己確立の意欲と能力を活かした独自の社会活動に取り組むようになってきました。そして、本市においても、数多くの「市民活動」団体が、保健・医療、高齢者福祉、子どもの健全育成、まちづくり、環境など多方面において活躍しており、その数は600以上にもなります。

こうしたことから、これからの行政は、行政だけでは対応しきれない個別のニーズや、市民活動が独自に提起する新たな社会的課題に対して、市民との「協働」の領域と機会を広げていくことで対処していくことが必要とされるようになってきました。

本提言書は、こうした背景の中で、浜松市の「市民と行政との協働のまちづくり」の推進に向け、市民活動に関する基本指針策定に資するものとして、本懇話会に委嘱され、検討したものをとりまとめたものです。

懇話会においては、市民と行政がよきパートナーとなり、「参加と協働」による市民主体のまちづくりを進めていくことを目的に、市民活動の意味から、浜松市の市民活動の実態、そして何よりもより多くの市民に開かれた協働のあり方について、度重なる検討を行いました。その上で、協働の基本的な考え方と協働に向けての基本施策、ならびに「指針」の実効性を高めるための施策までを提言しています。

その主要なポイントは、

市民活動は、自己実現・生きがいの場であると同時に、新たな公共サービスの担い手であり、市民主役のまちづくりを進めていく原動力であること。

協働とは、異なる資質や立場にあるものが、目的を共有して活動することにより今までにないものを作り上げていくことで、その形態、領域は、協力して事業を行うことだけにとどまらず、市民独自の活動の尊重や、行政に対する政策提言まで含む、きわめて多様なものであること。

協働を進めるに当たっては、市民と行政が対等なパートナーであることを認識し、互いを理解し合うことが必要であること。

基本施策のあり方としては、市民活動の領域ならびに幅広い市民の参加機会の拡大を図るための環境整備と、共同事業に向けてのルールづくりを図ること。

「指針」を実効あらしめるために、職員の意識改革や、市民の協働に対する意識醸成、政策形成への市民参加、そして指針の効果的運用を図る市民活動推進委員会の設置を検討すること。

などです。

なお、提言は「市民活動基本指針」として、懇話会にて検討したものを「試案」の形でまとめていますが、最終的に意見がまとめきれなかった部分については、巻末に全委員によるコメントの形で付言しています。

本懇話会の提言に対し、浜松市が最大限の力を尽くすことを期待します。

浜松市市民活動懇話会

委員長	伊藤	裕夫
副委員長	山中	恵美子
委員	青山	行彦
委員	石田	美枝子
委員	太田	昇
委員	北野	佳世子
委員	小杉	幹巳
委員	佐藤	邦子
委員	鈴木	佳子
委員	田原	育宏
委員	田部井	潤
委員	長澤	弘子
委員	早津	文江
委員	水島	大統
委員	鷺巣	弘子

1 基本指針策定の目的

浜松市は、市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、基本指針を策定します。

(1) 社会における市民活動の意義

高度経済成長を通じ、物の豊かさを享受した人々は、次に心の豊かさを求め、人間らしい暮らしや自分らしさの発見という自己実現・生きがいの場として、福祉、環境、まちづくり、教育、国際交流など、様々なテーマにおいて自主的な活動を展開しています。

阪神・淡路大震災の時に、公平・平等を原則とする行政が十分機能しなかったのに対して、ボランティアによる迅速で多彩な活動が評価されたように、自発性、独創性、柔軟性、先駆性という特性をもつ市民活動は、地域社会での新たな公共サービスの担い手として注目されています。

地方分権時代を迎えた今日、地方自治の本旨として「住民自治」を目指すこれからの行政運営は、従来のような一方的な行政主導から脱却し、市民との「協力と連携」の関係構築が不可欠です。市民主役のまちづくりを進めていく原動力として、市民活動が期待されています。

自己実現・生きがいの場
新たな公共サービスの担い手
市民主役のまちづくりを進めていく原動力

(2) 市民と行政との協働によるまちづくり

今日の市民社会においては、少子・高齢化、環境問題など、複雑・多様化する市民ニーズに対して、これまでの公平で均一なサービス提供が基本となる行政だけでは、十分な対応が難しくなっています。

これに対して市民活動は、個々の市民ニーズをより身近に捉え、これに基づいたものであるため、よりの確で、きめ細かなサービスを独自の判断に基づき、先駆的に提供することができます。

基本指針では、安心して暮らしやすいまちづくり、真に豊かな地域づくりを目指して、市民と行政がそれぞれの特性を生かして「協働によるまちづくり」を進めてい

くために、どのように市民と行政が連携していけるか、また、そのためにどのように環境整備を行っていくかを示していきます。

これまでの行政主導のまちづくりから、地方分権が進められる現在、市民と行政が様々な領域においてそれぞれの特性を活かしつつ、市民主役のまちづくりを進めていきます。

なぜ協働か

- 1 多様化する市民生活に対する行政サービスの限界
- 2 市民と行政の特性を活かした真に豊かなまちづくりの実現

「協働」とは、

協働（コラボレーション）とは、異なる環境にあるものや、異なる考え方を持ったものが共通の目的に対して活動することで、今までにないものを創り上げていくことです。

市民と行政が、それぞれの特性を活かし、共通する目的のため、対等に役割分担しながら活動することです。

2 市民活動の捉え方

市民活動とは、市民（企業を含む。）の自主的な参加に基づき、あらゆる分野における社会的課題に対し、営利を目的としないで取り組む自発的活動とします。ただし、政治活動や宗教活動は含みません。

市民活動は、市民の自主的な参加に基づく、自発的な非営利活動を指します。それは、基本的には自由に行われるべきもので、行政がそれを認定したり、選別したり、するものではありません。

しかし、この指針では、市民と行政との協働によるまちづくりの視点から、それらが何らかの形で、社会的な課題に取り組んでいることを前提とします。また、社会的な課題に対しては多様な考え方があることから、必ずしも行政と同じ考え方に立つものだけに限定しません。ただし、政治活動や宗教活動は含みません。

3 市民活動の現状と課題

現在，市民活動には，多種多様な形態がみられます。多くは，個人を中心としたボランティア・グループですが、NPOのように組織的に活動するものもあります。それらの中には，行政と共同事業に取り組んだり，政策提言を行ったりするものもあります。

市民活動の課題としては，市民活動の領域とそれへの参加の機会の拡大を図るように，活動のための環境を整備すること，また，市政への参加のしくみを確立することが求められます。

(1) 市民活動の現状

浜松市におけるこれまでの市民活動は，自治会などのコミュニティ活動が中心となってきました。そのため，自治会への加入率が高く（平成13年度95.3%），単位ごとの各種の活動をはじめ，町を住みよくする会，六つの市民運動を進める会など，地域レベルの活動が行われています。

一方，ボランティアなど有志による活動は600団体以上になり，そのうち組織化されたNPOは，特定非営利活動法人だけでも24団体（平成13年11月1日現在）となっています。（中核市平均は約13団体です。）

このほかにも，市民活動をしている団体には，様々なものがあります。

平成12年度の市民意識調査において，地域の公益活動やボランティア活動に対して，全体の約8割近くの市民が関心を持っていることがわかりました。しかし，まだ，広く一般に活動が浸透している状態にはありません。

ただし，何らかのきっかけさえあれば実際に活動してみたいという人が全体の半数にも及んでいます。

(2) 多くの市民参加の実現に向けての課題

・市民活動への参加機会の拡大

自治会などの地縁組織を除くと，市民と行政との協働は，まだ動き出したところ です。協働によるまちづくりを進めていくためには，多様な市民活動の領域の拡大と，より多くの市民が市民活動に参加することができる機会，きっかけづくりが大切です。そのためには，市民活動に関する情報発信や情報交換の推進，ミーティングや作業のための活動拠点の確保など，活動のきっかけづくりと活動のための環境整備が課題となります。

・ 市政に対する参加の仕組みづくり

浜松市が進めようとしている「市民と行政との協働のまちづくり」については、市民にも理解を求めていくことが大切です。そのためには、事業の構想段階からの情報公開や、市政へ市民が参加をすることができる仕組みづくりが課題です。

「NPO」とは、

NPO は、Non-Profit Organization の略で、日本語に訳せば、「民間非営利組織」となります。つまり、営利を目的とする企業などと異なり、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配しないことを基本に、社会的使命の追求を目的とし、自発的な活動を継続して行う団体のことを指します。

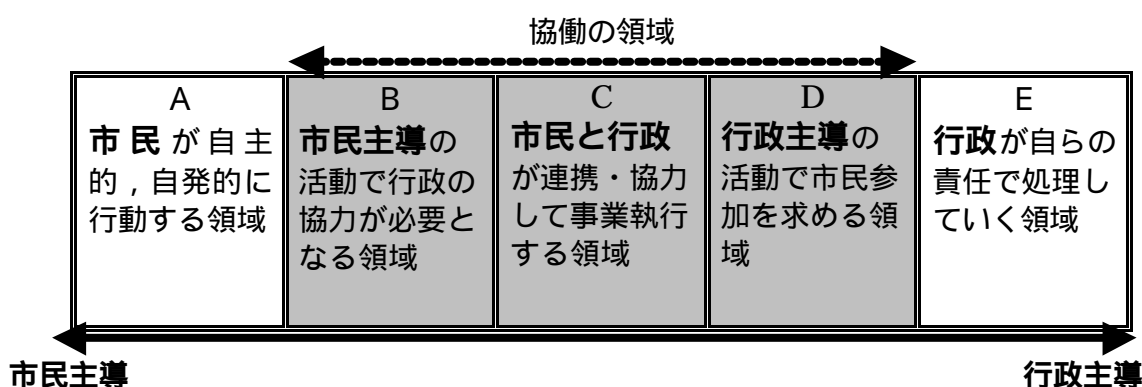
NPO のなかには、「特定非営利活動促進法」(平成 10 年 12 月 1 日施行)により法人格を得て活動している団体もあります。

NPO とボランティアの違いは、ボランティアが、「個人が善意で行う個々の活動」に対して、NPO は、「営利を目的とせず、社会貢献活動を行っている民間の組織」となり、継続的に活動している組織体と言えます。

4 「協働」の形態の多様性

市民活動と行政の協働には、それぞれの関わり合いの度合いにより、様々な形態があります。市民が主体となってやっていくことに行政が協力することあれば、行政が管理責任を負って行い、そこに市民がボランティアとして参加することもあります。

* 社会的課題に対する市民と行政の多様な関係



この図から分るように、社会的課題に対する取り組みには、市民と行政の関係から見るいろいろな形態があります。このうち、協働の領域は、(B)(C)(D)となります。しかし、領域(A)のような市民独自の領域においては、行政は、その自主性を尊重することで、また、領域(E)のような行政の責任で処理する領域については、透明性を確保するため積極的に情報開示に努めることで、多様な協働関係を築くことができます。

この市民と行政の関わりあいは、ボランティアとして展開される個人活動から、グループとしての活動、さらに組織としての継続的な活動、そして法人格を取得したNPOの活動まで、その形態によって関わり方も違ってきますが、すべての形態の個人や団体と「市民と行政の協働」を進めていきます。

また、協働して社会的課題に取り組むに当たっては、多様な協働の形態の中で、どの領域によるのが目的達成のために効果的であるか、市民と行政は認識しあうことが大切です。

5 市民活動との協働の基本的な考え方

市民と行政との協働によるまちづくりを進めるため、互いが対等なパートナーであることを認識し、充分理解し合う中で、共通の目的を持って取り組みます。

行政は常に公平・平等を基準とするため、均一なサービスを提供できますが、画一的で機動性を発揮しにくいという面も持っています。一方、市民活動は、市民ニーズにより近いところから課題を発見し、先駆的、機動的、独創的に活動できますが、規模や資金などの制約から限界もあります。それぞれの違い、長所短所を認めた上で、足りないところを補完する形で共通目標に向かっていくことが必要です。

(1) すべての市民活動に開かれた協働

多様な市民活動との協働を行います。そのために、行政情報の積極的な開示を行い、市民活動の活性化に向けた環境づくりとともに、市民からの協働への要請も取り入れます。

また、市民活動との協働にあたっては、両者ともに公平公正かつ透明性を確保します。

(2) 市民活動の自主性・主体性の尊重

市民活動を対等なパートナーとして認識します。

また、協働にあたっては、市民活動のもつ特性を十分発揮できるよう、自主性・主体性を損なわないように尊重します。

(3) 協働のルール確立

市民と行政が協働で事業を行うにあたっては、構想・計画段階から事業終了後の検証まで、情報公開も含めた明確なルールを確立し、共同の責任のもとで進めます。

6 協働に向けての基本施策

市民と行政との協働に向け、情報提供・活動拠点・人材開発といった環境整備と、協働のルールづくりを進めます。

(1) 情報提供、情報交換の推進

社会的課題に対して関心を持ち、自分でも何かできないかと、学習や活動に踏み出そうとしている人たちに対して、きっかけづくりとなる市民活動の情報提供をします。

市民活動と行政との協働を進める前提として、事業に関連した情報をはじめ、十分な行政情報を積極的に公開して、市民にわかりやすく伝えます。

市民活動団体の情報発信や情報交換に対する環境づくりを進めます。また、市民活動から、行政に対する提案を広く受け止めます。

(2) 活動拠点の確保

市民活動における側面的支援として、市民活動をしている人や市民活動を始めてみたい人に対して、交流の場の提供や、日常のミーティング場所、また、印刷機器の貸し出しなど、活動の場の確保に努めます。

活動拠点の確保に当たっては、既存の公共施設の活用などにより、利用者の立場に立った施策を進めます。

(3) 人材開発の機会づくり

市民活動は、市民が主体的に行うものであり、行政が直接的に人材育成に関与すべきではありません。しかし、市民活動の領域と機会の拡大を図るために、市民活動へのきっかけづくりとなる講演会、シンポジウム、講習会などを通じた、間接的な人材開発の機会づくりを進めます。

市民活動に対する専門アドバイザーの派遣や人材バンクについて、検討していきます。

学校や地域において、市民意識の醸成に向けた事業展開を図ることにより、社会性豊かな子どもたちの育成に努めます。

(4) 協働のルールづくり

市民と行政が協働して事業を進める場合、市民主導の事業を行政が財政面から協力するケース、あるいは従来は行政が行ってきた事業を市民活動団体に事業委託するケース、さらには市民と行政が対等に共同で事業を執行するケースなどがあります。

特に、事業委託は、市民と行政が共同事業を執行する場合にも、市民活動を側面から支援するために活用されることが少なからずあり、またそれは、市民活動にとっても、委託機会の平等を確保することによって、活動を拡大することにもつながります。

このような協働による事業を進めていくために、次の点に留意した「協働のルール」を確立することに努めます。

政策形成の段階から、協働して取り組んでいきます。

事業実施においては、公募・公開を原則としていきます。

対等な関係のもとで事業を進めます。

事業評価に向けての説明責任を、市民活動団体と行政の双方が果たしていきます。

なお、委託においては競争原理が基本であり、市民サービスの低下にならないことが原則です。また、市民活動団体へ発注することで安上がりな行政を目指すものでもありません。市民活動団体の先駆性、機動性、独創性などの特性から、市民ニーズに的確に応えられる可能性に着目し、行政との協働により事業を進めていくことにより市民サービスの向上へつながることが望まれます。

7 「指針」の実効性を高めるために

(1) 職員の意識改革

市民と行政との協働によるまちづくりを進めていくため 職員全員が協働の考え方を十分に理解し、実行に向けて取り組んでいきます。

その際、公共的サービスの提供は行政だけが行うものと考えるのではなく、市民活動団体と協働により役割分担して行うという考えに立って進めます。

個々の職員が、市民活動の先駆性、機動性、独創性など多様な特性を理解することから始めるとともに、市民の行政に対する疑問や意見に対しても誠意を持って柔軟に応えていきます。

浜松市人材育成基本方針の、「変化を先取りし、市民の目線で考え、果敢に行動する職員」をあるべき姿として、市民との協働によるまちづくりを目指します。

(2) 市民に対する協働に向けた意識の醸成

真に市民と行政との協働のまちづくりを実現するためには、市民も社会の構成員としての自覚と責任を持つことが求められます。「自分たちのまちを、自分たちの手で支えていこう」という市民意識の醸成のために、いつでも、だれでも、気軽に参加できる環境づくりに努めます。

ボランティアや社会的課題への活動に参加してみたいという気持ちは、誰もが潜在的に持っています。こういった気持ちを、ごく自然に実践へと結び付けられる地域社会づくりに努めます。

(3) 市民協働のためのしくみづくり

政策形成過程への市民参加を図るために、審議会など会議の傍聴、会議録の公開など広く市民への情報開示を進めます。

審議会などの委員について、公募を積極的に進めます。また、新たな市民参加の手法として、パブリックコメント制度についても検討し、市民からの意見・提案を市政に反映します。

身近な問題に対して、市民と行政とがいっしょになって考え、問題解決へと進めていく「ワークショップ」の活用を進めます。

市民活動基本指針の効果的運用や、市民活動の現状などについて、協議・検討・評価する機関として、市民活動を推進するための委員会等の設置を検討します。

各委員のコメント

伊藤裕夫（委員長）

市民とは「ある」ものではなく「なる」ものだと言われています。それは、市の住民だから市民だというのではないことはもちろん、選挙権等によって市政に関わっているからというのでもなく、一人の人間として、自分の住む地域社会や地球社会のあり方に関心を持ち、自発的に何らかの形で関わっていくことで、人ははじめて「市民」になるのだということを表しています。そういう意味では「市民活動」は、人がそれを通して市民になる場だといえます。

「市民と行政の協働」という場合、市民が行政に参加し「まち」のあり方に関わっていくという側面はもちろん重要なことですが、行政が市民の原点を認識し、市民としての行政のあり方を再建する側面 行政の市民化 も大事な点です。今回の「浜松市市民活動基本指針」は、そういう意味でも、単なる市民活動支援にとどまるのではなく、行政の市民化に向けての第一歩となる契機を含んだもの（あるいは、今後それを進めるために、具体的な「協働」をさらに促進していく、第一ステップ）となったのではないのでしょうか。

最後に、度重なる会合、それも常に大幅に時間オーバーした懇話会に最後まで参加いただき、熱心な討議をいただいた委員の皆様には感謝を申し上げます。この熱い議論が、今度は指針の今後を見守り、さらに市民活動の活性化と、そうした市民との協働による浜松市の発展につながることを願います。

山中 恵美子（副委員長）

「市民主役のまちづくり」をすすめるためには、多様化した現代社会で活動しているさまざまな市民団体の種類や内容等を、生活している市民・行政・企業がしっかりと把握することが第一だと思います。

各活動団体との回数を重ねた話し合い、彼等の活動内容の把握や理解、他の団体とのパートナーシップ、現代社会でどんなニーズが大切なのかという綿密なマーケティングリサーチ、情報の収集や行政情報の早めの公開、行政職員の意識改革がとりあえず、とても重要な問題です。

ハード面（建物・機材等の提供）からの支援より、ソフト面での、理解する市政こそが、一番大切な「協働」の作業の第一歩かなと思います。そして、それから政策形成過程からの参加などで、市民ニーズにあった「市民活動ならではの協働」が始まったなあと「浜松市市民活動基本指針政策」には期待したいと思います。

青山 行彦

浜松市が「市民活動に対してどのような姿勢で対応するのか」という「活動指針」を策定し、そのための懇話会を設けて頂いた事に対して、敬意を表します。また、委員としてこの指針策定に携わることができ、大変光栄です。

「市民活動」に対する捉え方は、市民の間でも温度差があって当然です。今回の指針が、その多様性をお互いに尊重しながら、より良い「浜松市」をつくって行くための「道しるべ」の機能をはたしてもらえればうれしく思います。

私は、NPO の理事長を務めていますが、今回の懇話会で常に主張してきたことは、「市民活動は、決して一部のマニアックなボランティアや NPO のものであってはならない」ということです。

我々市民がゆっくりと「市民意識」を育みながら、周囲の方々や自然環境、文化、スポーツそして未来に関心を持って日々の生活をして行くこと。

そんな意識の芽生えと熟成を願いつつ、私のこの指針へのコメントとさせていただきます。

石田 美枝子

私は市民活動を自己実現の場として、やりたいからやっています。それが社会の役にたっているかどうかは分かりません。行政や社会的な活動団体と協働することによって、何をどうすれば少しでも社会の役に立つ活動になるのか、ということが判断できるのではないかと思います。今回のこの計画がその時のルールとなるべく、期待しています。

これからの課題として、活動者の固定化があげられますが、これを解決するためには、精神論ではない活動のメリットを訴えなければならないと考えます。そこまでこの計画で踏み込んでいるのか、実際に活用してみないとわかりませんが、そのメリットを表現できれば浜松の市民活動はたしかに変われると確信しています。

太田 昇

ここ近年、様々な社会状況が変化する中それぞれに独自の市民活動が活発になって参りました。

私は、浜松市小中学校PTA連絡協議会の一人として、子どもたちについての健全な育成を目指して、活動している現在です。それも、親として、人として、社会の一員として当然な事と考えて活動しています。

本年度、市民活動懇話会の立ち上げにより、様々な団体の活動の基となる基本指針の策定に参加させていただきました。

浜松市では、一個人のボランティアから、NPOなど組織化された団体まで、数多く（約600団体）の市民が活動していると聞いています。それぞれに、考え方や活動方法の違いがあるかと思えます。それを基本指針にまとめ上げることは、大変難しい事であると感じました。

これからは、この基本指針を基に、多くの活動団体の様々な意見や活動を把握しながら取り組んでいくことが、益々の市民と行政との協働によるまちづくりが、出来るものと考えます。

北野 佳世子

現在は生活が多様化し、行政に対する市民のイメージも変化してきています。これまでの画一的で、広く浅い行政サービスに頼るのではなく、自らが問題解決に取り組む市民・グループも増えてきました。このような社会情勢の中で、浜松市が市民主役の活動指針を策定するとのことで参画しました。しかし、行政が対象とする市民活動とは、行政と関わりを持って既に協働活動をしている一部を指しているように思えました。市民の多くは地域で地道な社会活動をしています。この人々の活動が生かせるような指針を作ることが必要かと考えました。

また、自立した活動といいながら行政の協力を得ていることや、自治会が協働の形の市民活動であることを知らないなど、市民側も意識改革をしていく必要があるでしょう。そして行政側も活動に対しては平等に扱うよう希望します。双方が市民活動・協働の意味を明確に認識するとともに、お互いを尊重し合うことで住みよいまち浜松になっていくと思えます。

小杉 幹巳

市民活動と一口に云ってもその内容は多岐多様です。しかし、これを大きく分けると、
多勢の市民が参加し行動して目に見える実効をあげる活動（ハード型）
一部の市民や団体、NPO的活動、即ち発想や意見などの提供等を主とする活動（ソフト型）

の両面に分けられると思います。

その観点から、浜松市においては、前者の場合では、その時代時代において市民生活の必要性から多くの先輩の発案により、すでに数十年前より住民が自発的に行動を起こして組織された団体が多数活動をして長期間定着し、目に見える成果を上げています。この点を勘案しつつ、後者のように市民活動の具体化を計る必要があるものと思います。理想や理論も必要ではあるが、美辞麗句では市民活動の実効は無く、成果は上がらないと思います。

時代の推移と共に、多様化された新しい社会ニーズに合った市民運動が盛んになって来ることは大いに歓迎するものですが、従来の活動や成果に影響を及ぼし、屋上屋を重ねるような活動は避けるべきであり、各種各層、老若男女を問わず全市民に判り易く、参加しやすい市民活動に向かっていくようにしたいものです。

佐藤 邦子

浜松のまちづくりの様々な分野に、多くの市民が参画し、市政と対等な関係のもとで協働できるよう、この指針ができたのだと信じています。半年にわたる懇話会では、多様な志をもつ市民が集まり、それぞれの思いや立場から『参画』の意味を探ってきました。違いを持つもの同士が一つの目標に向かって進められたのは、市民としての自負と浜松のまちへの愛情からくる真剣さがあったからです。その真剣さを是非市職員の皆様に理解していただきたいと思いますし、協働の場面では、時間にとらわれず、市民と何度も話し合っていたいただきたいと思います。そのためにも懇話会形式にとどまらず、互いに学び合えるワークショップなど新しい形の意見交換の場を持つことをすすめます。しかしながら私たち市民自身も成長しなければ、理想の協働はありえません。基本指針の意味を多くの市民に繰り返し伝える機会を是非つくってください。

鈴木 佳子

自分たちが自治体をつくり上げているという自覚と責任を持ってはじめて『市民になる』といわれます。しかし、それを実感する機会は少ないものです。

近年、浜松市がインターネット・ホームページを開設し、普通の市民には、めったに見えなかった政策形成の過程と実行の段階や結果などが、知ろうとしてアクセスすれば、ごく一部とはいえ、とにかく容易に見えるようになりました。これは大変な変化で、ITによる情報公開がもたらした素晴らしい効果だと歓迎しています。私たちは、知らないこと、見え難いものがあると知れば、一般に、知りたい、みたいという意欲が湧きます。私もその一人です。「公募して、市政に関わる課題の決定過程に参加する」それは、どの段階とか、その程度の如何に関わらず、市民社会の意思決定に対する実効的効率を左右する重要な要素になると考えます。たとえ、市民参加による行政執行効率の低下が事実であっても大切にしたいものです。従って、一人でも多くの市民が市政決定の様々な課題や段階に、公募して参加できる浜松市になることを切望します。私が、公募メンバーであることを大切にされた理由です。

最後に、自由な発言が十分できることに感謝します。

真に協働の実効性を高めるために、本来、審議会の委員は全員公募と考えますが、先ずは公募メンバー半数の実現を希望します。

田原 育宏

浜松市が市民にとって、明るく豊かな「まち」となるためには、市民と行政との協働を軸とした市民参画による自立した「まちづくり」を創造することが大切です。

市民の多様化するサービスに平等かつ細心なサービスとして、市民の皆様に提供するためには、市民が積極的に行政と協働する「まちづくり」を展開しなければなりません。

明るく豊かな「まちづくり」は、社会に貢献する逞しい市民が不可欠であり、市民一人ひとりが「力の源」であります。

次世代を担う子供たちのためにも、わたくしたちが未来への架け橋となって市民活動基本指針を効果的に運用し、明日の「まちづくり」を実践して参りますことをここにお誓いします。

まず第一に、今日の市民活動の現状を把握した上で作成されたこの「浜松市市民活動基本指針(案)」は、その内容としてはおおよそ評価できるものであると考えます。なぜならば、この指針案の内容が、基本指針を策定する意味、市民活動の定義と現状把握、市政と市民活動の協働のあり方、協働のための基本施策といった今日的市民活動における根幹となる要件を端的に備えているからだと思います。さらにそれら事項間の関連についても、一貫した市政の態度が認められるからだと思います。

第二には、本指針案は、浜松市が市民活動をどう捉えているかについてのひとつの「宣言」としては、意義が十分に認められると考えます。実際にこの「指針(案)」がどの程度の修正を経て、市の「指針」として宣言されるかは現時点ではわかりませんが、少なくともこの「指針(案)」に沿った「宣言」がなされるならば、そのことについての今日的意義は十分にあると言えます。すなわちそれは、市政が市民活動に対してひとつの明確な態度を表明(市民権を授与)したという点であろうと思います。

しかしながら、実際に市民活動と行政組織が協働を行う場合には、現時点においても様々な問題が想定されます。すなわち、基本指針はどのように解釈されるべきか、現実にはどのように活用されるのが望ましいのか、市民活動や行政に問題が生じたときにはどのように対処すべきかといった問題については、本指針案は必ずしも明白な方向性を示すものではないと思われます。市政と市民活動との協働を進める指針である「宣言」に、現実問題として、「どうすべきか」といったいわば現場で必要とされる価値判断を盛り込むことについては確かに異論もあると思います。しかしながら、実効力のある「指針」を目指すならば、ある程度まで踏み込んだ価値判断は避けて通ることのできない課題であると思われます。結果として本指針案が現状認識(宣言として)は有効であるが、現状改革の(実行策としての)指針案にまでは至っていないことが、本指針案の抱えるひとつの課題であると思われます。

私は、基本指針の中で最も重要な部分は、行政(職員)がどのように市民協働を理解し取り組むかという事であり、行政の役割は下記のとおりであると考えます。

行政の役割

1. 市民活動と市は対等な立場で、お互いの責務と役割を理解しなければならない。
2. 市は市民活動と協働する場合、計画・実施・検証まで全ての段階で情報が公開されるとともに、全ての段階で市民の参加・参画が図られなければならない。
3. 市は市民活動の自主性・自立性を尊重しなければならない。
4. 市の市民活動に対する支援は、公益性に基づき公正に行わなければならない。

今回の指針の中には、これらの項目が全て盛り込まれてはいますが、その指針の実効性をより高めていくために、職員の意識改革の具体的なプログラム(啓発や研修)と市民協働のための具体的なしくみづくりは必要不可欠です。

今回の懇話会の中で私が常に疑問に感じていた点は、「市民参加」についての議論がないという事でした。まず「参加」がなければ「協働」はあり得ないので、行政は「市民参加」をすすめるしくみを具体的に表す必要があると思います。

市民活動が多様化・活発化してきている現在，自立した市民意識(自らの問題は自らの責任において解決する)を持つ市民や，行政への提言型市民が増えてきています。そういった「お客さん市民」でない「公共の担い手としての市民」の参加をすすめるために，「市民参加」の具体的な方法論や評価手段をもつことが大切です。(「住民参加のはしご」等を参考に)しかし，「市民参加」を実施する事が目的ではダメで，せっかく市民参加でやっても実質的な成果につながらない場合が多く起きている現状も認めなければなりません。

参加するものにとって最も重要な事は自分達の意見がどのように計画やプロセスに生かされたか，担保されるのかということです。行政は市民の発意を受け止め，「提案権」を認め，討議の結果を納得のいくように回答しなければなりません。

市民の発意を認め育てる事が行政の重要な働きであり，その仕組みを活用して健全な市民感覚を自ら育てる事が，市民の務めなのです。

最後に，基本指針の効果的運用について，協議・検討・評価する機関としての「市民活動を推進するための委員会」も市民協働でできたらな，と期待しています。

早津 文江

社会の変化とともに，機動性に富んだ柔軟な市民に対するサービスが求められる今日，市民活動と行政のパートナーシップは，これからのまちづくりに欠かせない考え方であり，市民活動の担い手と行政が，市民活動の役割や意義について，それぞれが共通した認識をもつことが必要です。

市民活動は，社会に必要なサービスを提供する新しい力として期待されつつあり，市民活動の一層の活発化と広がりのため，市民活動団体間はもちろんのこと市民・企業・行政間の交流や情報交換ができるような場や機会の創出を図り，相互の信頼関係を築きあげていくことが重要となります。

以上のことから市民活動の成功のポイントは「共有化された明確な目標」を定めることにあると思います。

水島 大統

「まちづくり」それはとかく「行政のすること」の代名詞であるかのように使われて、また使ってきましたが、この懇話会で議論を続ける中で「まちづくりの主役は自分自身である！」という、ある意味使い慣れていたことばの本当の意味を感じることができました。

「浜松市が好き！」だからこそ、我がまちの魅力を失ってはならないし、逆にその魅力をより発揮させるためのきっかけさえあれば「まちづくり」に関わる活動をしてみたいと思っている人たちに対して、その楽しさを知ってもらう中から、「まちづくりの主役は自分」であることに気づいてもらう仕組みづくりが必要だと思います。そして老若男女がそれぞれに、得意な分野でまちづくりに関わる中から、市民1人1人が浜松市を誇りに思えるようになること。それが「協働というスタイルを活用して創るまちにしたい！」からこそ求める、永遠の夢であるような気がしました。

鷺巣 弘子

今、世をあげて「ボランティア」が言われています。そして今年は、「国際ボランティア年」でもあります。Volunteer = 志願者、奉仕者、進んで申し出る、自発的に行うとあります。市民活動の出発点をボランティアとするなら、この Volunteer の意味を考える必要があります。アメリカでボランティア活動が際だっています。なぜあれ程ボランティアが根付くのだろうと考えていた時「アメリカは、様々な国からやって来た人と広大な土地を持つ新しい国で、ルールを敷き、事を成し遂げていくのを政府に任せて待っていらなかった。自分達でやるしかなかった。」とのアメリカの歴史から答えを得ました。

日本ではボランティア、パートナーシップ、協働（コラボレーション）の概念がやっと市民と行政に認知され始めています。これらの言葉の共通項は、人です。市民と行政と対等なパートナーシップ（PPP）で、ボランティアに協働し、市民が人として豊かに暮らせる社会（街）を構築していく指針となることを希望します。